【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月27日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員　根岸 修史
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目４番４号
【電話番号】	06－6365－4105
【事務連絡者氏名】	経営管理部長　長沼 守俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
【電話番号】	03－5521－0521
【事務連絡者氏名】	ＣＳＲ部人事グループ長　佐藤 隆士
【縦覧に供する場所】	積水化学工業株式会社東京本社 ※ （東京都港区虎ノ門二丁目３番17号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

（注）　※は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものであります。

1【提出理由】

平成24年６月27日開催の当社取締役会において、平成24年８月１日に当社取締役・執行役員・従業員に対して報酬としてのストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄

積水化学工業株式会社普通株式新株予約権

(2) 発行数

700個（新株予約権１個あたりの目的となる株式数は1,000株）とする。

ただし、下記(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 発行価格

無償

(4) 発行価額の総額

発行価額の総額は、各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に発行数を乗じた金額とする（平成24年８月１日決定）。

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式700,000株

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成26年７月１日から平成29年６月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、行使時においても当社または当社関係会社の取締役・執行役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役・執行役員を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

② 新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。

③ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(11) 新株予約権の取得の申し込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役　９名　115個、当社取締役を兼務しない当社執行役員　19名　190個、
当社従業員　79名　395個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容の開示に関する内閣府令第２条第２項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手先と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

１）死亡した場合。

２）職務上の犯罪行為など、当社または当社の関係会社に対する背信的行為があった場合。

３）自己の都合により、当社または当社関係会社の取締役・執行役員を退任もしくは会社を退職した場合。

以 上